

# おかの花デイサービスセンター

## 『指定通所介護事業』

### 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人三相園福祉会が開設おかの花デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護職員、介護職員等の従事者（以下「職員」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事その他日常生活上必要な介助・援助及びアクティビティを行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 おかの花デイサービスセンター
- (2) 所在地 兵庫県丹波市春日町山田170番地

#### (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（特養おかの花の施設長が兼任）  
事業の業務を統括する。
- (2) 生活相談員 1名  
利用者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務に従事する。
- (3) 看護職員 1名以上  
利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
- (4) 介護職員 4名以上  
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務）

利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するためのレクリエーション等を行う。

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25名とする。

(事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときの利用者負担金は、その1割から3割の額とする。

厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に提示する。

(1) 入浴サービス

(2) 給食サービス

(3) 生活指導（相談・援助等）

(4) アクティビティ（レクリエーション）

(5) 健康チェック

(6) 送迎

2 事業所は、前条の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 事業に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の実業に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用

(3) 食費

(4) おむつ代

(5) 前号に掲げるもののほか、事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実業の実施区域は、丹波市立春日中学校区内とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者は事業の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう次の事項に留意する。

- (1) 入浴サービスを利用する際の留意事項
- (2) 給食サービスを利用する際の留意事項
- (3) アクティビティサービスを利用する際の留意事項
- (4) 送迎サービスを利用する際の留意事項
- (5) その他必要な留意事項

(緊急時の対応)

第10条 職員は事業の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医、家族等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 2 感染症対策のため感染症予防対策委員会を概ね1月に1回以上開催し、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催するとともに、感染症対策の指針の整備、職員研修会の開催に加え、訓練(シミュレーション)を行う。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施し、訓練の実施に当たっては地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続に向けた取り組み)

第13条 事業所は、感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等を策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する。

(苦情処理)

第14条 提供した事業に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の観点から、その発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 指定通所介護・介護予防通所介護事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市に通報するものとする。

(身体拘束の適正化)

第16条 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント対策)

第17条 施設は、施設において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(暴力団員等の排除)

第18条 管理者は、兵庫県暴力団排除条例(平成23年兵庫県条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならないものとする。

- 2 その運営について、兵庫県暴力団排除条例第2条の暴力団及び暴力団員並びにこれらの者と社会的非難されるべき関係を有する者の支配を受けないものとする。

(記録の整備)

第19条 設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 サービスの提供にあたっては、事故の発生・再発の防止のための措置として、事故防止発生防止のための安全対策の担当者を選任し、事故発生時の対応等の指針の整備、事故発生の報告、分析、改善策の職員への周知徹底を図る体制を整備するとともに、事故防止のための委員会、職員への研修を定期的に行う。
- 3 介護現場における生産性の向上を資する取り組みを図る観点から、生産性向上委員会を設置し、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し実施する。
- 4 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 職員であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を雇用契約の内容に入れるものとする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は当該法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年5月19日、第3条、4条、6条の条文の一部を改正し、平成12年6月12日から施行する。(痴呆型9名を削除し、併設型を20名から30名に増員する。)

この規程は、平成14年5月1日、第4条、5条、6条の条文の一部を改正し、平成14年6月1日から施行する。〔第4条職員の員数を一部変更、第5条(1)営業日を月曜日から土曜日までに変更(前文は金曜日まで)、第6条利用定員は1日25名に変更(前文は30名)〕

この規程は、平成17年3月26日、第3条(2)所在地、第8条実施地域を改正する。

【6町合併にともない氷上郡を丹波市に変更、実施地域を氷上郡春日町内から春日中学校区内に変更】

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。〔第7条2（3）食材料費を食費に変更〕

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。〔介護給付及び介護予防給付併用に変更〕

この規程は、平成24年4月1日から改正施行する。〔報酬改定に伴う営業時間の変更〕

この規程は、平成24年8月1日から改正施行する。〔利用定員の変更〕

この規程は、平成30年4月1日から内容を一部改正する。〔第6条の利用定員の変更、第13条虐待防止に関する事項、第14条身体拘束の適正化、第15条記録の整備の追加〕

この規程は、令和3年6月1日から改正施行する。

この規程は、令和5年12月1日第17条、第18条を追加し以下条数を繰り下げ一部改正一部改正し令和5年12月1日に遡及し施行する。

この規程は、令和6年5月29日に内容を一部改正し令和6年4月1日に遡及し施行する。